

令和5年 第5回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年5月29日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第5回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第6号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任について

1 出席委員 (19名)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 5番 遊佐 一成 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 7番 岩淵 敬一 委員、 |
| 8番 米山 嘉彦 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員

4番 佐々木 弘 委員、 14番 尾形 陽一郎 委員、
16番 狩野 善典 委員、 17番 佐々木 耕太郎 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	千 田	昌 代
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田優俊 会長)

《 開会あいさつ 》

それでは、ただいまから令和5年 第5回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号4番 佐々木 弘 委員、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、議席番号16番 狩野 善典 委員、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員 から所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、議席番号6番 菅原 勝宏 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、
について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る5月22日、議席番号23番 大場 裕之 会長職務代理者、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 推進委員及び 鎌田 英利 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 大場 裕之 会長職務代理者から報告願います。

大場 裕之 会長職務代理者

報告します。去る5月22日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

当案件は、現況地目は畑となっておりますが現地は溜池であり、東側に農道が隣接しており周辺農地への作業に赴く際に危険であるということで、危険回避のために盛土をするという理由となっておりますことから、特に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号3番までの3案件、
第2区の番号4番から番号6番までの3案件、
第3区の番号7番から番号9番までの3案件、
合わせて9案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号4番から番号5番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号11番までの11案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。
それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

ご報告します。去る5月22日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号5番から9番は労力不足並びに相手方の要望による所有権移転売買、1番は経営規模拡大に伴う所有権移転売買、2番は親子間の経営継承による所有権移転贈与、3番と11番は経営規模拡大による賃貸借権設定、4番は経営継承による使用貸借権設定、10番は労力不足並びに相手方の要望による賃貸借権設定、となり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号12番から番号21番までの10案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る5月23日、農地利用最適化推進委員の佐々木 進 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

ご報告します。去る5月23日に2名で書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号12番と13番は譲渡人の労力不足による所有権移転売買、15番と16番は新規就農のための所有権移転売買、番号14番は新規就農のための所有権移転贈与、番号17番は労力不足による賃貸借権設定、番号18番と19番はいずれも経営規模拡大による賃貸借権設定、番号20番と21番は営農型太陽光発電設備設置による区分地上権設定となっており、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号22番から番号34番までの13案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る5月23日、議席番号15番 高橋 寛 委員、議席番号21番 大沢 純香 委員、及び農地利用最適化推進委員の 三浦 勇市 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 委員から報告願います。

高橋 寛 委員

ご報告いたします。去る5月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれの案件も許可にあたっては、審査基準の全部効率、地域調和の各要件を勘案しますと、許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号34番までの34案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号34番までの34案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 大場 裕之 会長職務代理者から報告願います。

大場 裕之 会長職務代理者

報告します。詳細は事務局から説明のとおりですが、番号1番は、申請地を購入し隣接地と同じ高さまで造成し他の法人に貸付することを目的とするもので、周辺に農地はありますが営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

番号2番と3番については、相互が隣接地をまたがる土地で、いずれも太陽光発電設備設置のための所有権移転売買となりますが、周辺に農地はありますが営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号9番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

佐々木です。

番号4番は、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

番号5番と6番は、申請地を一時転用で借り受け、送電線工事のための作業ヤードとして使用する賃貸借権設定の2案件です。

番号7番と8番は、いずれも営農型太陽光発電設備設置の案件で、下部では牧草の作付けを行うこととなっております。

番号9番は、申請地を住宅及び駐車場として建築造成するための使用貸借権設定の案件であります。

現地を確認しますと、いずれも許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番から番号16番までの7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

報告します。去る5月23日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号10番から13番は、いずれも営農型太陽光発電設備設置の案件で、下部で牧草の作付けを行うもので、隣接地はすでに太陽光パネルが設置されている状況であります。

番号14番から16番は、いずれも申請地を一時転用で借り受け、送電線工事のための資材置場として使用する賃貸借権設定の3案件です。

いずれも、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「なし」 の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、
番号1番から番号16番までの16案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号16番までの16案件、
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後2時50分まで休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時40分から2時50分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時51分)

議長

日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。
第3区の番号1番の1案件、を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 推進委員から報告願います。

高橋 寛 委員

それではご報告します。去る5月23日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、営農型太陽光発電設備設置で令和5年2月に県から転用許可を受けた案件で、下部で牧草を作付けすることで許可されているものであります。

今回、現状の土地のままではその肥培管理の作業効率が低いことから、作業用車両が通れる程度に土地を均したという内容で確認してまいりました。

計画変更内容が軽微であること、始末書が提出されていることを踏まえ、変更の承認にあたっては問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、第3区の番号1番の1案件、について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、

第3区の番号1番の1案件、については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号12番までの12案件、について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号13番から番号18番までの6案件、について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号19番から番号21番までの3案件、について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号21番までの21案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号21番までの21案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

報告いたします。去る5月22日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号1番は、先代の父の頃から原野化しており、現地は現況写真のとおりであり農地への復元は困難な状況です。

番号2番は先代の父が平成元年頃居宅を建築し現在に至り、農地への復元は困難な状況です。

番号3番は、現地を確認したところ山林の日陰となっており原野化し、仮に復元しても今後利用価値のない農地であります。

番号4番と5番は、4番の土地所有者である先代の父が自己所有地と誤認し、駐車場に整備してしまったという内容で、現地はコンクリートで舗装されており農地への復元は困難であると確認しました。5番は4番の隣接地であり、理由はさきほどのとおりです。

番号6番は、現地は細長い法面となっており、農地としての利用は困難であると考えました。もう1筆は労力不足により原野化し、こちらも農地としての利用は困難であると考えました。

番号7番は、現地は山林化が進み農地への復元は困難であると考えます。
いずれも、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号8番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

佐々木です。去る5月23日に書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号8番は、現地は原野化されており、そこに行く道路もないという状況でありました。
今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号9番から番号10番の2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号21番 大沢 純香 委員から報告願います。

大沢 純香 委員

大沢です。報告します。去る5月23日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号9番と10番は、ともに労力不足により現地は雑木等が繁茂し原野化しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から番号10番までの10案件、
について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願の、番号1番から番号10番までの10案件、
については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第6号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
委員の選任について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

小野寺事務局長

それでは私から説明させていただきます。

議案第6号につきましては、農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選にあたりまし
て、新しい任期の推進委員となります候補者を評価するため「栗原市農業委員会の農地利用
最適化推進委員の選任に関する規則」第8条の規定により評価委員会を設置し、その任にあ
たることと規定されております。

評価委員会は、評価委員会設置要綱 第3条第3項第1号 の規定により評価委員会委員長
に農業委員会会長、副委員長に農業委員会会長職務代理者、委員に農業委員の中から3名、

農業委員会事務局長、農林振興部長の計7名で構成することと規定されております。

このことから、会長及び会長職務代理者を除く農業委員の中から3名を、評価委員に選任いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長

議案の内容説明が終わりました。

それでは、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任方法は、どのような方法で行うことといたしますか、お諮りいたします。

— 「はい」の声と挙手 —

議長

議席番号11番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。

ただ今、事務局から説明がありました評価委員会委員の選任方法につきましては、会長からの指名でお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長

ただ今、議席番号11番 三浦 正勝 委員から、会長からの指名により選任しては、との発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、栗原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任方法は、会長から指名することに決定いたしました。

議長

暫時休憩いたします。

(暫時休憩：午後3時26分から3時27分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後3時28分)

議長

それでは、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員に
第1区から 議席番号10番 曾根 金雄 委員、
第2区から 議席番号 7番 岩淵 敬一 委員、
第3区から 議席番号19番 岩渕 弘 委員、
の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員については、

第1区から 議席番号10番 曾根 金雄 委員、
第2区から 議席番号 7番 岩淵 敬一 委員、
第3区から 議席番号19番 岩渕 弘 委員、
の3名に決定いたしました。

なお、3名の委員につきましては、私と大場 裕之 会長職務代理者を含め、改めて開催される第1回評価委員会にご出席をお願いいたします。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第5回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後3時30分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員